# 〇国土交通省告示第八百三十二号

長 長 期 期 優 優 良 良 住 住 宅 宅  $\mathcal{O}$ 普  $\mathcal{O}$ 普 及 及  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 促 促 進 進 に に 関 関 す す る る 法 基 律 本 平 的 成 な <u>一</u> 十 方 針 年 平 法 成 律 <u>二</u> 十 第 八 + 年 七 号) 玉 土 第 交 通 兀 省 条 告 第 示 第二 項  $\mathcal{O}$ 百 規 定 八 号) に 基  $\mathcal{O}$ づ

令和四年八月十六日

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

よう

に

改

正

す

る

## 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

正 規 前 定 次 欄  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ にこ 傍 表 線 に を付 より、 れ に 対 L 応す た 改 部 正 る 前 分 ŧ 欄  $\mathcal{O}$ ょ に  $\mathcal{O}$ うに 掲 を 掲 げ る 改 げ て 規  $\Diamond$ 定 1 な 改  $\mathcal{O}$ 1 傍 正 線 ŧ 後 欄  $\mathcal{O}$ を 付 は、 に 撂 L ک た げ 部 る れ そ 分 を をこ 加  $\mathcal{O}$ 標 え る。 記 れ 部 に 分 順 に二 次 対 応 重 傍 す 線 る を付 改 正 後 L た 欄 規 に 定 掲 で げ 改 る

- 1 -

の認定の基本的な考え方 (略) (の認定の基本的な考え方 と期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画がでに表する基本的事項 (場) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	機良住宅の普及の促進に関する基本的な方針 関良住宅の普及を促進するための施策に関する基本的 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	改正後
計画並びにそ 1 長期優良住宅建築等計画及びその認定の基本的な考え方画の認定に関 三 長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項 (4)~(7) (略)	・的事項 に 長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針 (略) に 長期優良住宅の普及を促進するための施策に関する基本的事項 に 長期優良住宅の普及を促進するための各種施策 切な維持保全が 維持保全段階における施策 (新設) (新設) (新設) にとを前提 であ (新設)	改 正 前

能とする内容とする。
に関する基準については、住宅の構造や構法にかかわらず、認定可に関する基準については、住宅の構造や構法にかかわらず、認定可全計画は、長期優良住宅の維持保全に関する計画であり、長期優良住宅維持保住宅の建築及び維持保全に関する計画であり、長期優良住宅建築等計画は、長期優良法第五条の規定のとおり、長期優良住宅建築等計画は、長期優良

くよう配慮することとする。 また、新たな技術開発の成果を、認定基準へ継続的に反映してい

#### 2 (略)

3 維持保全段階に係る事項

期修繕計画においても反映されるよう努めるべきである。に記載された維持保全の方法が、当該マンションの管理規約及び長実施者は、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画また、認定長期優良住宅がマンションである場合には、認定計画

への配慮に係る事項 と好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上

観点から判断される。とを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかのとを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかのは、長期優良住宅が将来にわたってまちなみ等の一部を形成するこる居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」について法第六条第一項第三号の「良好な景観の形成その他の地域におけ

二十五年法律第二百一号)第六十九条に規定する建築協定、景観法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画、建築基準法(昭和百号)第四条第九項に規定する地区計画等、景観法(平成十六年法対象住宅」という。)が、例えば都市計画法(昭和四十三年法律第このため、認定を受けようとする長期優良住宅(以下「認定申請

本によう。準については、住宅の構造や構法にかかわらず、認定可能とする内準については、住宅の構造や構法にかかわらず、認定可能とする基住宅の建築及び維持保全に関する計画である。その認定に関する基法第五条の規定のとおり、長期優良住宅建築等計画は、長期優良

くよう配慮することとする。 また、新たな技術開発の成果を、認定基準へ継続的に反映して

### 2 (略)

3 維持保全段階に係る事項

を活用することが望ましい。
っては、建築士や維持保全に係る専門的な知識及び経験を有する者良住宅の維持保全を実施することが必要であるが、その実施に当た認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画に基づき認定長期優

るよう努めるべきである。、当該マンションの管理規約及び長期修繕計画においても反映され実施者は、長期優良住宅建築等計画に記載された維持保全の方法がまた、認定長期優良住宅がマンションである場合には、認定計画

への配慮に係る事項 への配慮に係る事項 と好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上

観点から判断される。とを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかのとを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかのは、長期優良住宅が将来にわたってまちなみ等の一部を形成すること」についてる居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」について法第六条第一項第三号の「良好な景観の形成その他の地域におけ

準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十九条に規定する建築協成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画、建築基三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等、景観法(平「認定申請対象住宅」という。)が、例えば都市計画法(昭和四十このため、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅(以下

兀

(略

の維持及び向上に配慮された長期優良住宅の普及が促進される。間で十分な連絡調整が図られることにより、地域における居住環境窓において地域における居住環境の維持及び向上に関し、関係部局には、認定は行わないことを基本とする。こうした認定に関する事計画施設の区域内その他の住宅の建築制限のある区域内にある場合計画との他の地域における居住環境の維持及び向上に関する制限の内第八十一条第一項に規定する景観協定、条例による良好な景観の形

5 自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項 目然災害による被害の発生の防止又は 経算に配慮されたものであること」については、認定申請対象住宅 軽減に配慮されたものであること」については、認定申請対象住宅 は第六条第一項第四号の「自然災害による被害の発生の防止又は

5

いる場合に認定を行うこととする。被害の発生の防止又は軽減への配慮のために必要な措置等を講じてに応じて所管行政庁の判断で、認定を行わない又は自然災害によるこのため、次のとおり、地域の実情を踏まえ、自然災害のリスク

兀

(略)

される。

自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮がされているかどうかの観点から判断される。に応じて所管行政庁の判断で、認定を行わない又は自然災害のリスクに対する配慮がされているかどうかの観点から判断される。このため、次のとおり、地域の実情を踏まえ、自然災害のリスクにがする配慮がされているかどうかの観点から判断される。このため、次のとおり、地域の実情を踏まえ、自然災害のリスクに対する配慮がされているかどうかの観点から判断される。

1)~③ (略

#### 附 則

る法律 日 こ の (令和四年十月一日)から施行する。 · 等 の 告 示 は、 \_ 部 を改 住 宅 正  $\mathcal{O}$ す 質 る  $\mathcal{O}$ 法 向 律 上及 (令和三年  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 円 滑 な 法 取 律第四· 引 環 境 十八号)  $\mathcal{O}$ 整 備  $\mathcal{O}$ 附則第一 た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 長 条 期 第四号に 優 良 住 宅 掲  $\mathcal{O}$ げ 普 る 及 規定  $\mathcal{O}$ 促  $\mathcal{O}$ 進 施 に 行の 関

す